

地方都市における民間企業による市民農園の普及可能性
Spread Possibility of allotment gardens by private company in local city

水澤 長之 (農業経営経済学分野)

近年、わが国において野菜づくりを趣味とする人々が増加している。これは消費者の食に対する不安が広がり、安全で安心できる食を確保しようとする欲求が高まっていることと関係していると思われる。安全で安心できる食の確保はわが国にとってきわめて重要な課題であり、本研究ではその解決策として生産者と消費者の距離を縮め、自ら野菜づくりが出来る市民農園に着目した。

市民農園に対する需要は、大都市圏では市民農園の競争倍率が平均 1.7 倍 (東京都、2013 年) と高い数値を示している。しかし、地方都市においては、市民農園利用に対する需要は大都市圏と同様に高まっていることが予想されるが、市民農園開設数は大都市圏と比べると増加の伸びは小さい。また、開設主体別の市民農園開設数をみると、1990 年代は地方公共団体と農業協同組合による開設が右肩上がり増加していたものの、1990 年代後半から停滞し、その一方で、2000 年代後半から農業者に加えて企業や NPO 等による開設数が増加している。企業や NPO 等による市民農園開設数は、2005 年の 51 ヶ所から 2014 年には 296 ヶ所と 5.8 倍にまで増加しており、開設数及び全体に占める割合を大きく伸ばしている。そこで本研究は、地方都市における民間企業が管理及び運営を行う市民農園の普及可能性について検証することを目的とする。

研究の構成は以下になる。第 2 章では、市民農園について、その制度的側面から、開設主体別の特徴を明らかにし、第 3 章では、大都市圏において市民農園事業を展開する代表的な民間企業 3 社を対象に、それぞれの事業内容に関する比較分析を通じて、その運営の特徴と円滑な運営を行っていくための課題を明らかにする。第 4 章では、地方都市における市民農園として民間企業の M 社を対象に、M 社の取り組みのモデル化、経営収支分析及び直売所データと市民農園利用者へのアンケート調査をもとにその普及要因と拡大及び定着のために今後取り組んでいくべき課題を明らかにする。第 5 章では、全体の要約、結論及び政策含意を述べる。

第 2 章では、市民農園に関する法制度の変遷や市民農園開設数の推移、開設方式等の相違について文献調査をもとに整理した。市民農園の開設方式は、特定農地貸付方式と農園利用方式の 2 種類がある。両者の特徴を比較すると、農園利用方式は、法的手続きが不要である点、貸付期限や面積の制限がない点、さらには適切な利用契約を結ぶことで相続税の納税猶予を受けられる点等のメリットがあることから特定農地貸付方式と

比べて開設が容易である。またこの2種類の方式は、適用される法律により特定農地貸付け法に基づくもの、市民農園整備促進法を活用するもの、法に基づかない農園利用契約によるものの3種類に分類される。このうち、市民農園整備促進法に基づく市民農園は休憩施設等附帯設備が整備されるため、利用者が利用しやすい環境といえる。

第3章では、大都市圏において市民農園事業を展開する代表的な民間企業3社を対象に、民間企業による市民農園の特徴について比較分析した。分析結果から、主に農園利用方式を採用しているマイファームは、開設手続きが簡便なことに加えて、栽培指導ができる管理人が常駐しているため、農地所有者と市民農園利用者双方にとって利点が多いことが明らかになった。また、その課題として農地所有者及び利用者とのコミュニケーション能力がある管理人の確保があげられた。

第4章では、地方都市である宮城県石巻市のM社を対象に、地方都市における市民農園の成立条件を検討した。その結果、M社の市民農園モデルは現状において経営収支は黒字であること、そしてM社直売所への販売意欲がある市民農園利用者が、直売所への出荷量が少ない時期に野菜を出荷することで、区画数の増加等による今後の更なる展開が可能となることが明らかになった。今後の地方都市における市民農園の普及に向けて、地方公共団体や農業協同組合による市民農園と比較して、利用者への栽培指導や生産資材の供給等のサービスが充実している民間企業による市民農園が果たす役割は大きいことから、農産物直売所のような農産物の販売先を確保できるかが課題となる。

以上のことから結論を述べる。M社のような資材販売、営農指導、直売所等包括的なサポートを行うことができる組織が運営することで、地方都市においても市民農園の利用を促進することが可能である。また、利用者が市民農園での余剰農産物の販売を行う等、利用者と市民農園の管理運営主体がより深い接点を持つことで、管理運営する民間企業の経営が安定し、地方都市においても市民農園が普及する余地がある。

最後に、地方都市において民間企業による市民農園事業が普及・定着するための条件に関する政策含意について述べる。まず制度面については、事務手続きの簡素化が必要である。法律に基づかない農園利用方式において、利用料金の徴収等を含めた事務手続きを民間企業が代行できる仕組みへ改善することで、より効率的な市民農園運営が可能になると考えられる。また、運用主体（企業）の取り組むべき課題として、地域住民に農地保全や地域資源管理の理解を求め、利用者が継続的に農園を利用していけるように技術的なサポートを行うこと、そして利用者が良いと感じられる市民農園を考案する企画力と、それを実現させるための実行力があげられる。